

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 会計課

監査実施期日: 令和4年6月30日

監査結果報告: 令和4年7月13日

1 / 1枚目

指摘事項・指導事項	改善措置状況	備考
1 全体 - 誤字脱字や記載漏れ, 押印・收受印漏れ等のうち, 軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完, 訂正されたい。 2 基金関係 - 基金積立ての満期に伴い, 前回と同じ金融機関で継続更新する場合と見積合わせを行って, 金融機関を決定する手続を行っていた。見積合わせを実施することは公平・公正な方法である。一方, これまでの金融機関への預入実績や継続性などから, 継続更新する場合もあると思うが, どのような場合に継続更新し, 又は見積合わせを行うのかの判断基準は必要である。基金の運用が適正かつ効率的に行われるよう必要な対策を講じられたい。 - 基金の処分について, 会計事務規則第102条において, 基金の処分に当たっては, 管理者の承認を受けなければならないと規定されているが, ふるさとづくり基金及び財政調整基金の処分に係る管理者決裁がなかった。適正に事務処理されたい。	補完しました。 基金の満期による金融機関への積立について, 継続更新及び見積合わせの実施における, 判断基準(ガイドライン)の作成を進めてまいります。 今後, 基金の処分(取崩)の起案については, 会計事務規則に基づき, 管理者決裁とするよう留意します。	

※ 改善措置状況は, 指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。